

被留置者の留置に関する訓令

平成19年 5月25日  
訓令第12号

留置業務の適正な管理運営及び被留置者の処遇に関し、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律並びにその他の法令に定めるもののほか、

- 看守勤務員に関すること
- 留置施設に関すること
- 被留置者の処遇に関すること
- 不服申し立てに関すること

等について、必要な事項を定めたもの。